

月刊

資本市場

9 Sep.
2009
No. 289

■論文■

金融商品取引法の2年と今後の展望

■金融所得一体課税の完成に向けて■

投資の時代にふさわしい税制を
—1,500兆円の活用に向けて—

■連載■

アジア株式市場のいま (第2回)

■短期金融市場レポート■

CP市場の状況と今後の政策の帰趨について

■講演録■

中国経済の現状と見通し
—内需拡大に向けた戦略転換が注目点—

■トップへのインタビュー■

株式会社 日本M&Aセンター

CDSとOTCデリバティブを巡る米国の規制改革の進展／楽観できぬ証券優遇税制／CMEの牙城に挑戦／景気底入れの観測強まる／動き出す東アジア経済統合構想／オバマ大統領に試練の秋／中国の家計貯蓄率上昇と消費の抑制要因解消の必要性

投資の時代にふさわしい税制を

—1,500兆円の活用に向けて



中央大学法科大学院 教授

森信 茂樹

1. はじめに

我が国には、1,500兆円もの個人資産が眠っている、と言われる。眠っているという表現は、半分以上が銀行預金に回っており経済活性化に必要なリスクマネーに回っていないということを意味しているのであろう。銀行が個人の預金をリスクマネーに向ければよいのだろうが、銀行というものの存在からして、なかなかリスクのあるところへの融資・投資はままならないようだ。

〈目次〉

1. はじめに
2. 金融所得一体課税
—「金融所得の創設」による
リスクテイク能力の向上
3. 年金積立金非課税制度
(日本版IRA)の創設

一方、本格的な少子高齢化を迎え、将来の公的年金給付額の下方修正や、企業年金の積立不足が大きく報道されるなど、国民の老後の生活を支える仕組みに対して不安が広がっており、景気の足を引っ張るとともに、社会問題化しつつある。経済情勢が大きく変化し、高齢に伴うリスク(医療、年金、介護のリスク)が増加する中、老後に向けた備えとして、貯蓄・投資を通じて中長期的に自助努力で資産形成していくことの必要性が国民の間に高まりつつある。それに対して国家は、どのような支援を差し伸べるべきなのか、以下考えてみた。

その際、長寿時代に備えるには、老後に向けて貯蓄をするというだけでなく、それをいかに投資・運用して、豊かな老後を迎えるのかという点が重要である。このような観点から、金融所得一体課税のさらなる推進と、公的年金・企業年金を補完する個人型年金積立金非課税制度(日本版IRA)の導入の提言を行ってみた。

■ 2. 金融所得一体課税 —「金融所得の創設」による リスクテイク能力の向上

(1) 利子所得等の一体課税

金融所得一体課税に関しては、着々と進みつつあるものの、そのペースは遅い。平成21年から上場株式等の譲渡損と配当の損益通算が可能になり、金融所得一体課税実現への大きな一歩を踏み出したものの、利子所得や公社債、公社債投資信託等を損益通算の対象に含めることは平成21年税制改正大綱に盛り込まれなかったため、幅広い金融商品を対象とした真の意味での金融所得課税一体化の実現は道半ばである。約7億口座ある預貯金口座を対象に含めることにより、貯蓄から投資の流れが加速し、我が国金融所得の投資効率が向上するものと思われるので早急に結論を出すべきである。

利子所得等の一体化にあたっては、ITインフラを活用することで、還付申告に係る税務当局や納税者の負荷を軽減するインフラ整備が必要である。具体的には、社会保障番号（カード）を活用した簡素な納税手続で、複数金融機関に特定口座（源泉徴収あり）を保有する納税者が、口座間の損益通算、損失繰越、還付申告を特定口座の中で実施することができる「金融所得確認システム」（仮称）の導入である。金融機関から徴求した資料情

報を元に、個人が保有する複数の金融機関の特定口座における損益通算を自動的に行い、その結果を納税者が確認することによって、損失繰越や還付申告がインターネット上で簡易に実施できるのである。その際の本人確認・名寄せには、2011年を目途に導入が決定している社会保障番号（カード）の活用が欠かせない。保有する情報の機密性を考えると、税務当局あるいは他の官庁の管轄の下にこのシステムを設置する必要がある。また、プライバシー保護の観点から、社会保障番号を、社会保障カード内に暗号化して格納し、カードリーダー等で読み取る方式にしたり、暗号化せずカードの表面に番号を表示する場合でも、制度上、番号の目的外使用を厳しく制限したりする必要がある。

なお一体化した場合の税率水準については、20%が基本税率となるべきだと考える。もっとも、二重課税の問題を念頭に置くと、配当所得に対しては、軽減税率が適用され得る余地は残る。

(2) 金融所得の創設

(イ) 馬券とリーマン債

「リーマン債を購入して損失を被った個人」の税制上の取扱いは、「皐月賞で馬券を買い外れた個人」の税制上の取扱いと同じである。どちらの損失も、稼得して税金の課せられたあとの税引き後の所得の処分、わかりやすく言うと「消費」行為で、税の専門用語では「家事費」とみなされ、経費としては認めら

れない。馬券の取扱いについては、納得がいくつものがあるが、リーマン債の損失が、他に儲かった株式譲渡益から控除できないというのは、納得できない人が多いだろう。先物取引の損失は、他の所得との相殺はできないが、先物取引の儲けがあれば、それとの相殺はできる。しかし、リーマン債の損失や、ペイオフで生じた損失は、他に金融所得があってもそれとの相殺や控除はできないのである。

このような考え方の背景には、「個人を、稼得主体と消費主体の2分法で規律し、両面性を持つ個人には家事費、家事関連費という概念を導入することにより、経費の混入を制限する」という税法の考え方がある。この考え方は、我が国特有のものというより、伝統的な包括的所得概念に立つ考え方と言っていだろう。

しかし今日、個人は「稼得」と「消費」に加え、「投資」をすることが一般的になっている。老後の生活設計として、個人資産を運用して将来の生活に備える所得を確保することは、個人にとってきわめて自然な行為である。つまり、単に貯蓄するという行為を一步踏み出した、投資行為を念頭に置いた税制の構築が必要となる。そこで、個人を「稼得主体」と「消費主体」の2分法で規律してきた考え方を改め、「投資主体」という観点も取り入れ、投資に伴う経費・損失を認めていく方向で見直すことを提言したい。

では、金融所得はどのように規定していく

のか。現在我が国所得税法は、所得を10に分類しているが、10分類はそのままにした上で、望ましくは所得税法に、当分の間は租税特別措置法上に、中間概念あるいは上位概念としての「金融所得」という区分を作るのである。

具体的な手順としては、金融所得課税の対象となる金融商品を、法律で一つ一つ「金融所得」として規定していく。金融商品取引法など金融商品を定義している既存の法律と整合性を取りつつ、これらの規定の概念を借用して、具体的に範囲を列挙していくのである。このような対応により、新たな金融商品に対する税制上の取扱いが明確になり、納税者や市場関係者にとって、法的安定性や予測可能性が増加する。そうなれば、各種の金融商品から生じる収益から損失や必要経費を控除することが可能となる。そこに大きなメリットがある。

難しいのは、「金融所得」の損失や必要経費をどの程度まで考慮するのかという点である。現行税制では、金融所得に関する経費の取扱いについては多くの制限がある。利子所得には経費が一切認められず、配当所得には、一定の場合、負債利子控除が認められているのみで、きわめて制限的な取扱いとなっている。また株式譲渡所得には、取得費の概念はあるものの、経費の概念はない。これらは分離課税を行っているためであると説明されることもあるが、そのような考え方は理論的に正しいのだろうか。

(ロ) 投資の時代にふさわしい税制を

「金融所得」という中間分類を作り、その中では損益通算（結果的に内部通算となる）できるということは、金融所得について総合課税すること、と考えればよい。その上で「金融所得」を得るための「経費」や「損失」を新たに定義するのである。

具体的な必要経費や損失控除の範囲については、次のように考える。個人が金融取引を行うに際して、金融商品の取得・譲渡のために直接の関連性を持ち、所得を得るに当たって必要な費用については、経費性を認めるべきである。例えば、投資信託における投資顧問料や金融先物取引における支払利子、信用取引における貸株料・支払利子などが考えられる。

その上で損失についても前向きに「経費」に加えることが必要だ。冒頭に述べたペイオフ損失や、リーマン債のデフォルト損失は「経費」として認めるべきだろう。合理的な投資は将来の所得を稼得する行為であって、消費ではないと考えるべきで、それが損失を被った場合には、経費として幅広く認めるべきだろう。

注意すべきは、金融商品は人為的に損失を発生させることが可能なので、租税回避に使われやすいという点である。これを防止する観点から、ある程度の制限をする必要はある。しかし、二元的所得税・金融所得課税一体化の最大の特色は、「金融所得と勤労所得

との損益通算は認めない」という点にあり、それにより基本的な租税回避の防止は対応されているので、金融所得間の損益通算は幅広く認めるべきだろう。

■ 3. 年金積立金非課税制度（日本版IRA）の創設

(1) 企業年金を取り巻く課題

公的年金を補うものとして導入されている企業年金を取り巻く環境は、公的年金以上に厳しいものがある。少子高齢化の進展、雇用の流動化、経済運営環境の低迷等により、積立不足が生じる等の問題が発生し、企業年金の受給権保護や移管（ポータビリティ）の確保等の問題も生じている。従来企業年金制度は、十分性、確実性・利便性、公平性、という3つの観点からの評価が重要とされてきたので、この観点から見てみよう。

第1に、十分性である。リーマンショック後の株価下落等を受けて年金資産が減少し将来の老後の生活を保障するための積立不足が生じている。2009年3月期末の主要上場企業の積立不足額は、13兆円を超えるとの新聞報道がある（日本経済新聞09年7月15日1面）。

第2に、確実性・利便性の観点である。これは、企業倒産の場合の積立金の取扱いや、転職・退職時の年金原資の移管（ポータビリティ）の問題であるが、企業年金基金の積立不足は企業経営を圧迫するだけでなく、破綻

した場合の支払保証制度が十分でないことから、将来の年金支払の確実性に大きな問題を投げかけている。

また、企業単位で管理している制度と個人単位で管理している制度が混在しているため、制度間の移管（ポータビリティ）が限定的となっており、雇用環境の変化への対応が十分でない。8割の企業が年金原資の通算制度を有していないと言われており、企業間の通算制度が不十分である。

第3に、企業間・雇用形態間の公平性の問題である。3階部分の年金制度においては、大企業と中小・零細企業の従業員との間で、実施する制度が異なっており、税制優遇もまちまちで、不公平が生じている。手厚い年金制度を実施している事業主がいる一方で、3階部分の年金制度を実施できない中小・零細の事業主もいる。日本版401kにおける第3号被保険者や厚生年金基金における非正規雇用者等、そもそも制度の対象とされない者が存在し、雇用形態間・職業間の不公平も生じている。最大の問題は、複数の年金制度の所管省庁が分散しており制度がばらばらに設計・分立しているため、制度によって税制上の取扱いが異なっているという不公平が存在している点である。

このような状況の下で、個人が自助努力で、老後の安定的な生活の確保のために、貯蓄や投資を通じて資産形成を行っていくことの重要性はますます高まってきている。これは、

本格的な少子高齢化を迎えるに当たり、高齢に伴うリスク（医療、年金、介護のリスク）の増加に個人が対処していくことに対して、国家はどのような支援を差し伸べるべきであるかという問題でもある。その際には、前述のように、単に貯蓄を促進する観点だけでなく、効率的に投資・運用して、豊かな老後を迎えることを税制を通じて支援するという視点が重要だ。

(2) 個人型年金非課税制度 (日本版IRA)

そこで、公的年金・企業年金を補完する、個人単位の年金（積立金）非課税制度（日本版IRA）の創設を提言したい。20歳以上65歳未満の者をすべて対象とし、自助努力により、個人が老後の生活のための資金を個人単位で形成するための年金積立金非課税制度（日本版IRA）の創設である。

具体的内容は、「特定口座への拠出額に一定の制限を設けた上で（例えば、年間120万円）、税引き後所得を拠出し、一定年齢（例えば、60歳）以降に引き出す場合には、運用益を含めて非課税とする。口座に受け入れて運用対象とする金融商品の範囲については、国民の資産形成に当たり金融商品間の中立性を担保する観点から、預貯金、株式、公社債、株式投資信託、公社債投資信託、外貨預金など一般的な金融商品を幅広く含める」というものである。

また、老後の生活に必要な資産形成を支援する税制としての位置付けを明確化するため、適用要件を設ける。拠出した積立金の管理・運用を一定期間（例えば、5年）以上行わなければならない。ただし、一定期間の拠出ができない60歳以上の者については、拠出枠を拡大して一時積立を認めることが望ましい。一定の年齢（60歳）に達するまで払出を認めない。一時金ではなく5年又は10年以上の期間にわたって定期に払出を行うか、終身年金方式を選択できるようにする。病気や住宅購入などやむを得ない場合を除き、上記の要件に違反して払い出した場合は、その払出をした日以前一定期間（例えば、5年間）に生じた利子等に対して遡及課税を行う。

本制度は、国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援する制度であり、老後の生活不安の解消に資する。個人単位で資産を管理するため、企業倒産による影響やポータビリティの問題は発生しない。また、20歳以上65歳未満の個人を対象とした制度であるため、企業間や世代内の不公平の問題は発生せず、雇用形態の多様化（正規・非正規等）にも対応しやすい。海外を見渡すと、自助努力による老後の資産形成を支援する制度として、米国のIRA（個人退職勘定）、カナダのRegistered Retirement Savings Plan、英国の「年金に関する統一的税制」がある。

加えて、このような制度の導入は、政府の

方針とも整合的である。政府税制調査会や与党税制調査会は、金融所得課税の更なる一体化の推進、老後の資産形成に向けた自助努力の支援、社会保障を補完する自助努力の支援という方向性の下で、企業年金、確定拠出年金等の抜本的な見直しを検討課題としてきた。平成21年度与党税制改正大綱には、「老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金等における拠出の実態、各制度間のバランス及び公的年金との関連に留意して見直す」という記述があり、上記の提案は、その流れに沿うものである。将来的には、現行の複雑に分立した企業年金・私的年金の諸制度を整理・統合する方向で制度設計を行うことが考えられる。その際には、現行制度からの移行をどのように円滑に進めるかが大きな課題となろう。

(3) 税制支援の在り方

—EETかTEEか

諸外国の資産形成を支援する税制を見ると、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税のEET型（Eは非課税、Tは課税）と、拠出時課税、運用時非課税、給付時非課税のTEE型の2種類の課税方法がある。EET型とTEE型の実質的な経済的価値（納税額及び税引き後資産残高）は、適用限界税率が同じであれば同値である。

我が国の現行年金税制は、拠出時社会保険料控除、給付時公的年金等控除、積立時の特別法人税の凍結により、拠出時、運用時、

給付時ともに非課税（あるいは実質非課税）というEEE型となっている。

このような優遇は、諸外国に類を見ないのであり、今後給付時課税の方向での見直しが予想される。高齢化社会の進展等により高齢者等の一層の社会参画が予想され、今後、雇用者所得と年金所得の両方を稼得する高齢者が増大する中で、世代間、世代内の負担の公平を確保する必要がますます大きくなるので、年金課税の見直しによる世代内公平性の確保の要請はますます強くなるからである。

新たな税制優遇措置を導入する場合、TEE型（拠出時課税、運用・給付時非課税）とEET型（拠出時・運用時非課税、給付時課税）のどちらにすべきであろうか。税率水準が同じであれば同値であるが、給付時の方が所得水準・限界税率が低いのでEET型の方が有利になることが多いと思われる（米国のIRAは後者、Roth IRAは前者）。しかし、以下のような理由から、TEE型にすべきであろう。

TEE型は、基本的に貯蓄や投資に対する税制として、簡素で明瞭である。また、受け取った税引き後所得の中から拠出するため、拠出額をコントロールしやすい。

EET型は、新たな所得控除を設けることになり、また所得控除は高所得者ほど有利になるという問題がある。さらには、既存の年金受給者から給付時についても非課税にすべきだという圧力にさらされがちで、税制当局

の理解を得にくい。

TEE型の制度を導入する場合、EET型の既存の制度からの移行をどのように円滑に進めるかという課題がある。年金原資を現在価値で（改めて課税することなく）新制度に移管できる仕組みを考える必要があり、そのためには、新勘定と旧勘定を分けたり、企業単位で管理している年金原資を、個人単位に紐付けし直したりする作業が必要となる。

投資の時代を迎え、それにふさわしい税制を構築する必要性は日に日に高まっている。



〔参考文献〕

- ・「金融所得課税研究会」（座長森信茂樹）の07年、08年報告書
なお近々09年報告書公表予定（<http://japantax.jp/>）
- ・森信茂樹「証券税制は哲学を持って」月刊資本市場 2008年9月号
- ・同「米国の年金議論の示唆するもの」月刊資本市場 2005年7月号
- ・同「米国のオーナーシップ社会、国家関与を最小限に」日経新聞・経済教室2005年5月31日
- ・同「二元的所得税論と金融税制一元化について」大阪大学経済学54巻4号2005年3月